

異議申出書

令和6年11月9日

袖ヶ浦市選挙管理委員会御中

異議申出人 村 田 稔



次の通り異議の申し出をします。

1. 異議の申出人の住所、氏名、および年齢

袖ヶ浦市坂戸市場1385番地8 村田 稔(71歳)

2. 異議申出に係る処分

令和6年10月27日執行の袖ヶ浦市議会議員選挙

3. 異議申出に係る処分があったことを知った日

令和6年10月28日

4. 異議申し出の趣旨

令和6年10月27日執行の袖ヶ浦市議会議員選挙の無効票の再審査を求めこれを選挙結果に反映することを求める。

5. 異議申し立ての理由

(1) 異議申出人は袖ヶ浦市議会議員選挙の立候補者である。

(2) 去る10月27日実施の選挙は令和2年に実施された

市議会議員選挙の時の無効票 3 6 4 票を大幅に上回る 8 6 6 票の無効票が出ている。

(3) これは前回と比べ投票率が上がったものとはいえ、徐々に無効票の数が増えてきている現象を顕著に表すものである。

(4) 議会制民主主義にあって、選挙は極めて重要な国民の権利であり、国家の基本である。そして、選挙管理委員会是有権者が自らの権利行使を果たすように働きかける立場にある。「棄権せずに投票に行きましょう！」と周知しているのはまさにこれの象徴である。

したがって、投票に赴いた有権者対し、その権利を誤りなく行使する環境を保証する責任は限りなく重いものと思料する。

(5) しかしながら、他事記載が無効になるなどの重大な事柄を有権者に対して何ら周知の手段をとらず多くの無効票を出していることについて改善する策を取ろうともしないことは、前述の責任の重さを考えず、誠に怠慢と思われる。

(6) 公職選挙法が改正され、平成 2 8 年より 1 8 歳から選挙権が与えられる事となったが、これらの若い有権者はもとより、今回知人、友人に他事記載の件を話したところその知識を持っている人がいなかった。

これは今後も無効票が増える大きな原因となるものと予測ができる。

赤字抹消
赤字加入



(7) 今回の開票にあたり、立会人として会場にいた友人が無効票の中に私の無効票が数10票入っていたと知らせてくれており、選挙管理委員会の有権者への無効票等の周知に大きな責任があると考え、その内容を検証するために無効票の開示を求め内容を確認し、今回の選挙開票結果に反映を求めるものである。